

羽曳野市成人式

第52回羽曳野市成人式は平成22年1月11日(祝)に開催します。

第1部の式典や第2部の「はたちのつどい」(立食パーティー)に出席して、懐かしい仲間とともに、成人した喜びを分かち合いましょう。さまざまな企画を用意しておりますので、ぜひご出席ください。

対象者 平成元年4月2日から平成2年4月1日までに生まれ、羽曳野市に居住、住民登録されている方
 場所 羽曳野市立総合スポーツセンター(はびきのコロシアム)
 (羽曳野市南恵我之荘4丁目237番地の4)
 ◎近鉄・南大阪線「恵我ノ荘駅」南へ1キロ
 時間 午前11時00分より(受付は10時00分より)



※当日、第2部の会場であるメインアリーナに着付け直しコーナーを設置します。
 案内状 対象の方には、案内状を12月10日頃発送しています。
 案内状が届かない方は、社会教育課までご連絡ください。

(問合せ)
 社会教育課 内4460

平成21年度第13回公開シンポジウム

日時 2月20日(土) 13:00~16:00
 場所 羽曳野市立生活文化情報センター(LICはびきの)ホールM
 講演 広瀬 和雄(国立歴史民俗博物館研究部教授・総合研究大学院大学教授)
 基調講演テーマ 古市古墳群を活かした街づくり
 定員 500人(入場無料・事前申込必要)
 主催 羽曳野市・羽曳野市教育委員会・四天王寺大学
 申込 往復はがき、または、下記ホームページよりお申込みください。(受付は1月6日(水)から開始いたします。)

1. 往復はがきの場合

往信用に、「公開シンポジウム希望」と明記し、郵便番号、住所、氏名(ふりがな)、年齢、性別、電話番号を記入。
 ※複数でお申込みの場合は、連名で記入してください。
 ※入場整理券として返信いたしますので、返信用の表書きにも申込者の住所、氏名(連名の場合は代表者名)を記入してください。

2. ホームページの場合

URL <http://www.shitennoji.ac.jp/ibu/exten/>

問合せ 四天王寺大学エクステンションセンター
 〒583-8501 羽曳野市学園前3-2-1
 ☎072-956-3345

児童扶養手当

父母が離婚、死亡により父と生計を同じくしていない児童を監護している母、父が政令で定める程度の障害の状態にある児童を監護している母、または母に代わって児童を養育している方に、所得に応じた手当(月額)を支給します。

なお、この制度でいう「児童」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童をいい、児童に政令で定める程度の障害がある場合は、20歳未満の児童をいいます。ただし、母または母に代わって児童を監護している方が、公的年金や遺族補償を受給しているときは、支給されません。

児童1人目 全額支給 41,720円
 一部支給 41,710~9,850円

児童2人目 5,000円加算

児童3人目 3,000円加算(1人につき)

特別児童扶養手当

20歳未満で、身体または精神に政令で規定する障害の状態にある児童を監護している父母、または父母に代わって児童を養育している方に支給します。

ただし、児童が障害を支給事由とする公的年金を受給しているとき、児童福祉施設に入所しているときは、支給されません。

1級 50,750円・2級 33,800円

詳細・問合せ 子育て支援課 内線1223

納税通知書等送付用封筒に広告を掲載しませんか

- 募集枠 封筒裏面部分1枠(右下図参照)
- 封筒使用期間 平成22年4月1日~平成23年3月31日
- 印刷予定枚数・最低申込額 (消費税・地方消費税含む)

固定資産税	42,500枚	42,500円
市府民税	26,000枚	26,000円
軽自動車税	29,000枚	29,000円
- 申込期間 1月5日(火)から2月4日(木)
 午前9時~午後5時30分(ただし土日祝日は除く)
 「羽曳野市納税通知書等送付用封筒広告掲載申込書」を税務課税政担当に持参、もしくは郵送してください。
- 提出先 〒583-8585 羽曳野市総務部税務課税政担当
 ※郵送の場合は期間内必着。
- 決定方法 「羽曳野市納税通知書等送付用封筒広告掲載に関する取扱要領」に基づく審査により広告主を決定します。

- 問合せ 税務課税政担当 内線1570
 ※広告募集要項・申込書などは、市ウェブサイトからダウンロードできます。

URL <http://www.city.habikino.osaka.jp/>

広告掲載イメージ

